二十五の九	N―｛(二S)―一｝―［(四―
	｛三―［五―クロロ―二―フルオロ―
	三―（メタンスルホンアミド）フエニル］―一―（プロパン―二―イル）―
	一H―ピラゾール―四―イル｝ピリミジン―二―イル）アミノ］プロパン―
	二―イル｝カルバミン酸メチル（別名エンコラフエニブ）及びその製剤
二十五の十	（略）
二十六～三十六の十五	（略）
三十六の十六	（五S）―一七―（シクロプロピルメチル）―四・五―エポキシ―六―メチレンモルヒナン―三・一四―ジオール（別名ナルメフエン）、その塩類及びそれらの製剤
三十六の十七～三十六の四十五	（略）
三十七～四十七の六	（略）
四十七の七	一―（四―｛一―(二・六―ジフルオロベンジル）―五―［(ジメチルアミノ）メチル］―三―（六―メトキシピリダジン―三―イル）―二・四―ジオキソ―一・二・三・四―テトラヒドロチエノ［二・三―d］ピリミジン―六―イル］フエニル）―三―メトキシ尿素（別名レルゴリクス）及びその製剤
四十七の八～四十七の十四	（略）
四十八～百二の六	（略）
百二の七	五―［(四―ブロモ―二―フルオロフエニル）アミノ］―四―フルオロ―N―(二―ヒドロキシエトキシ)―一―メチル―一H―ベンズイミダゾール―六―カルボキサミド（別名ビニメチニブ）及びその製剤
百二の八	（略）
百三～百三十六	（略）

（新設）

二十五の八	（略）
二十六～三十六の十五	（略）

（新設）

三十六の十六～三十六の四十四	（略）
三十七～四十七の六	（略）

（新設）

四十七の七～四十七の十三	（略）
四十八～百二の六	（略）

（新設）

百二の七	（略）
百三～百三十六	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品

一～六十一	（略）
六十二	（二E）―N―｛四―［(三―クロロ―四―フルオロフエニル）アミノ］―七―メトキシキナゾリン―六―イル｝―四―(ピペリジン―一―イル）ブタ―二―エンアミド（別名ダコミチニブ）及びその製剤
六十三・六十四	（略）
六十五	N―｛(二S)―一―［(四―｛三―［五―クロロ―二―フルオロ―三―（メタンスルホンアミド)フエニル］―一―（プロパン―二―イル）―一H―ピラゾール―四―イル｝ピリミジン―二―イル）アミノ］プロパン―二―イル｝カルバミン酸メチル（別名エンコラフエニブ）及びその製剤
六十六～百五十二	（略）
百五十三	五―［(四―ブロモ―二―フルオロフエニル）アミノ］―四―フルオロ―N―(二―ヒドロキシエトキシ)―一―メチル―一H―ベンズイミダゾール―六―カルボキサミド（別名ビニメチニブ）及びその製剤
百五十四～百八十	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品

一～六十一	（略）

（新設）

六十二・六十三	（略）

（新設）

六十四～百五十	（略）

（新設）

百五十一～百七十七	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月八日

厚生労働大臣　根本　匠